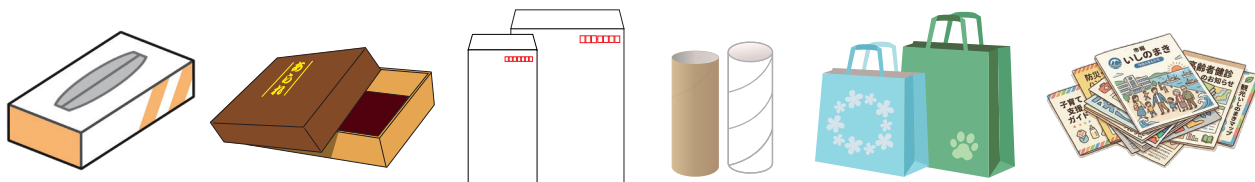


出せるもの

⑤雑紙類（ざつがみるい）

【新聞紙、雑誌・古本、段ボール、紙パック以外でリサイクルできる紙類】

ティッシュの箱、菓子等の箱、封筒、トイレットペーパー・ラップの芯、紙袋、市報、パンフレット、チラシ、包装紙、プリント類、メモ用紙、画用紙、ポスター、カレンダーなど



【雑紙類の出し方】

（①～③のどれでも出すことができます。）

① 紙袋に入れて出す。

（取っ手を使って、紙類の口をしばって出してください。）

② 紙ひもで十字にしばって出す。

③ 雑紙類専用指定袋（黄色）で出す。



※ティッシュの箱のビニールや封筒の窓のフィルムなど、紙以外の物は取り除いてください。
（取り除いたビニール類はプラスチックへ）

出せないもの（^{きん き ひん}禁忌品）

^{きん き ひん}禁忌品とは、リサイクルできず、紙類に出せないものです。

紙類に混ざってしまうと、リサイクルの工程で機械のトラブルが発生したり、不良品が生じる原因となりますので、燃やせるごみに出してください。

【出せないもの（^{きん き ひん}禁忌品）の例】

- ・ 鞆や靴の詰め物（昇華転写紙）
- ・ 汚れがついた紙（食品や汚物など）…宅配ピザの箱、ティッシュペーパー
- ・ レシート（感熱紙）、宅配伝票（カーボン紙、ノーカーボン紙）
- ・ アルミコーティングされた紙（内側が銀色の紙パック）、ラミネートされた紙
- ・ 防水加工されている紙…アイスクリームのカップやヨーグルトの容器
- ・ マスク、紙おむつ、CD、プラスチックなど紙製品以外のもの

